

平成30年4月26日

# まちづくり委員会資料

請願第39号

川崎市公共施設利用予約システムの利用者登録における  
証明書類の改善と施設利用向上に関する請願

建設緑政局

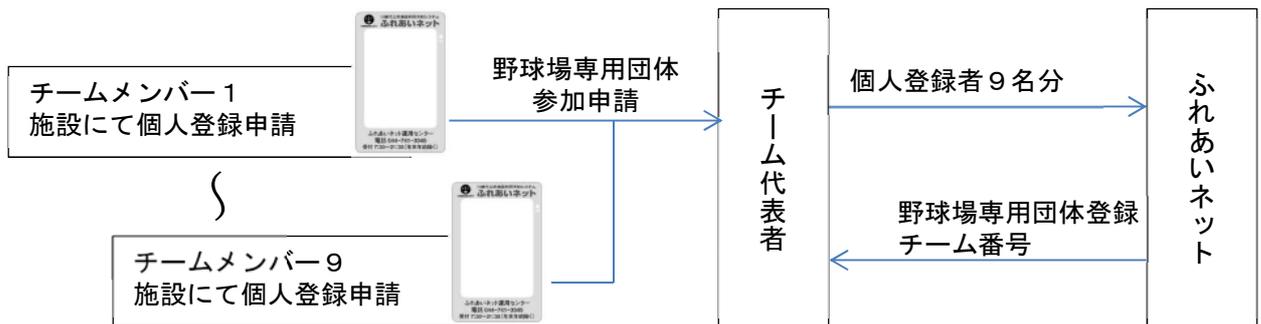
# I ふれあいネットの在勤証明書の取り扱い等について

## 1 ふれあいネットの利用者登録

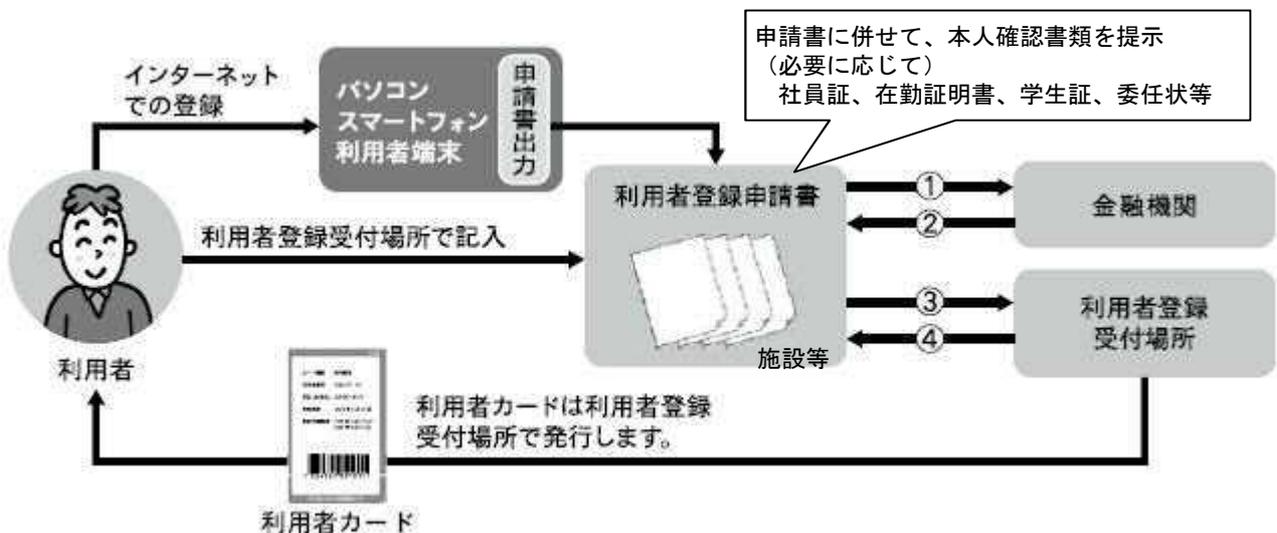
登録種別		申込可能区分		特記事項	有効期限
		抽選申込	随時予約		
個人登録	市内登録	○	○	市内在住・在勤・在学	登録日から3年間
	市外登録	×	○		
団体登録	市内登録	○	○	代表者を含む団体構成員の2分の1以上が市内在住・在勤・在学	
	市外登録	×	○		
野球場専用団体登録		○	○	個人登録(市内)9名以上を申請者自身がシステムで紐付けてチームとして登録	

※登録種別による申込可能区分は、施設によって異なる場合があります。

(野球場専用団体登録のイメージ)



## 2 ふれあいネットの利用者登録の申請



### 3 ふれあいネットの在勤証明書

(あて先) 川崎市長

在 勤 ・ 在 学 証 明 書

(西暦) 年 月 日

会社等・学校 住所  
会社等・学校 名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

印

下記の者が在籍していることを証明いたします。

フリガナ	
氏 名	
自 宅 住 所	
生 年 月 日	
<input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 通学 先名称	
<input type="checkbox"/> 通勤 <input type="checkbox"/> 通学 先住所	
特 記 事 項 等	

※ 通勤・通学先住所は川崎市内の必要があります。  
 ※ 会社等・学校の所在地が川崎市内の場合でも、通勤・通学先住所が川崎市以外の場合は、川崎市内在勤・在学とはなりません。  
 ※ 必ず社印、校印を押印してください。  
 ※ 原本を提示してください(写しは不可)。  
 ※ 勤務先または通学先が市内であることを確認できるものであれば、別様式での提示も可とします。

<川崎市公共施設利用予約システム(ふれあいネット) 利用登録申請用>

会社等・学校 住所  
会社等・学校 名称  
代表者名  
電話番号

氏名  
自宅住所  
生年月日  
通勤・通学先名称  
通勤・通学先住所  
特記事項等

### 4 民間企業・周辺自治体の在勤証明書とふれあいネットが用意している在勤証明書の項目の比較

証明事項		川崎市	企業A	企業B	企業C	横浜市	大田区	町田市
申請者	氏名	○	○	○	○	○	○	様式なし
	住所	○		○		○		
	生年月日	○	○	○	○		○	
	勤務先名称	○				○	○	
	勤務先住所	○			○	○	○	
	入社日		○	○	○			
	所属				○		○	
証明者	会社名	○	○	○	○	○	○	
	代表者名	○		○	○	○		
	所在地	○	○	○	○	○	○	
	電話番号	○				○	○	
	社印	○	○	○	○	○	○	
	証明者		○				○	

※企業A (東証1部上場、社員数10万人以上)、企業B (東証2部上場、社員数1,000人以上)  
 企業C (社員500人以上)

## Ⅱ 多摩川河川敷駐車場について

### 1 案内図



### 2 多摩川緑地駐車場の運営概要

- 【開場時間】 5:30～18:30(4月1日～10月末)  
5:30～16:30(11月1日～3月末)
- 【開場日】 土曜、日曜、祝日(12月29日から1月4日を除く)
- 【料 金】 1日1回500円(上平間駐車場は30年4月から有料)  
\* 12月1日から2月末までの開場日は無料で開放する。
- 【運営手法】 有人で料金徴収や現場対応等を行う。

名 称	駐車可能台数
宇奈根駐車場	120台
瀬田駐車場	225台
丸子橋駐車場	303台
上平間駐車場(※)	186台
合 計	834台

※ 上平間駐車場は平成30年4月14日から供用開始



上平間駐車場入口

### Ⅲ 有料施設(運動施設)の予約等について

#### 1 ふれあいネットにおける取扱い

- 利用予定日の3日前までに利用承認の取消しの申し出があれば、使用料の返還ができると規定  
(川崎市都市公園条例施行規則第15条第1項第3号)



野球場、サッカー場、テニスコートなど:利用予定日の3日前までに予約を取り消せば使用料は発生しない。

#### 2 近隣都市における予約等の取扱い

	予約申込可能時期	承認取消可能時期
川崎市	利用日当日まで (一部野球場は2日前まで)	利用予定日の3日前まで(以降は使用料が発生)
横浜市	利用日当日まで	利用予定日の4日前まで(以降は利用料が発生)
大田区	利用日当日まで	利用予定日の2日前まで (以降はシステム利用不可期間が発生)
調布市	利用日当日まで	利用予定日の前日まで (以降はスポーツ施設利用不可期間が発生)

#### 3 利用の承認の取消しについて

##### (1) 野球場(有料施設:19施設)

##### ア 承認の取消しの総数(平成29年4月～平成30年3月) 【参考】平成27年8月～平成28年7月

抽選申込があったコマ数	利用者都合で取り消され、使用されなかったコマ数	未利用率	抽選申込があったコマ数	利用者都合で取り消され、使用されなかったコマ数	未利用率
6,692件	800件	12%	7,530件	3,033件	40.3%

※コマ=1申込あたりの時間単位のこと。1申込あたり2時間となっている。  
※現在休止中の等々力球場を除く



##### イ 直前の承認の取消し状況(800件の内訳)

利用日3日前	利用日4日前	利用日5日前	利用日6日前	利用日7日前	利用日8日前	利用日9日前	利用日10日以前
563件	45件	33件	31件	19件	16件	21件	72件

##### (2) サッカー場(有料施設:4施設)

##### ア 承認の取消しの総数(平成29年4月～平成30年3月)

抽選申込があったコマ数	利用者都合で取り消され、使用されなかったコマ数	未利用率
2,574件	193件	7%

##### イ 直前の承認の取消し状況(193件の内訳)

利用日の3日前	利用日の4日前	利用日の5日前	利用日の6日前	利用日の7日前	利用日の8日前	利用日の9日前	利用日の10日以前
52件	31件	21件	9件	14件	4件	14件	48件

## IV 宮前区の野球場整備について

### 1 市内の一般用軟式野球場一覧

区名	施設名	所在地	面積(m <sup>2</sup> )	整備場所
川崎区 (5か所)	桜川球場	川崎区桜本1丁目14-3	11,095	市街地
	小田球場	川崎区小田4丁目20-38	8,507	市街地
	大師球場	川崎区大師公園1	10,021	市街地
	池上新田球場	川崎区池上町1-3	8,300	市街地
	富士見球場	川崎区富士見2丁目1-1	8,157	市街地
幸区	御幸球場	幸区東古市場1	9,326	市街地
中原区 (5か所)	上丸子天神町第1球場	中原区上丸子天神町地内	6,200	河川敷
	上丸子天神町第2球場	〃	9,550	河川敷
	上丸子天神町第3球場	〃	9,550	河川敷
	上丸子天神町第4球場	〃	8,957	河川敷
	上平間球場	中原区上平間地内	11,836	河川敷
高津区 (6か所)	宇奈根第1球場	高津区宇奈根地内	7,057	河川敷
	宇奈根第2球場	〃	6,527	河川敷
	北見方第1球場	高津区諏訪2丁目地内	8,334	河川敷
	北見方第2球場	高津区北見方2丁目地内	9,805	河川敷
	二子第1球場	高津区二子地内	8,600	河川敷
	二子第2球場	〃	8,900	河川敷
多摩区	多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦4丁目12-5	6,400	市街地
麻生区	とんびいけ球場	麻生区栗木台3丁目1	8,959	市街地
計 19か所			166,081	

※公益財団法人日本体育施設協会が編集している「屋外体育施設の建設指針」では、社会人用の軟式野球場の大きさは、10,500 m<sup>2</sup>以上、学童用の軟式野球場の大きさは6,000 m<sup>2</sup>以上とされている。

### 2 川崎市都市公園条例(抜粋)

(公園施設の設置基準)

第2条の4 第2項

1の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならないものとする。

### 3 宮前区内における面積1haを超える公園一覧

公園名	住所	公園面積	備考
生田緑地	初山1丁目地内	312,946	宮前区内面積
西長沢公園	潮見台4-2	23,328	
宮崎第4公園	宮崎6丁目2-3	20,593	
鷺沼公園	鷺沼2丁目10-1	15,337	
宮崎第1公園	宮崎1丁目7	14,739	
東高根森林公園	神木本町2丁目10	12,783	市管理面積
有馬ふるさと公園	有馬8丁目26-1	11,853	
宮前美しい森公園	犬蔵2丁目35-3	11,621	

### 4 宮前区内の既存公園(面積12,800㎡以上)の主な施設配置状況

